

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱

制定

19生産第9423号

平成20年3月31日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和3年〇月〇日付け 〇農振第〇〇〇〇号

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これらを受け、平成19年12月には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために法の一部が改正されたところである。さらに平成28年12月には、鳥獣被害対策実施隊の設置促進やその体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品等としての利用の促進等を図るために法の一部が改正されたところである。

これらの状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）において、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、都道府県が主導して行う広域捕獲活動等の取組を実施するものとする。また、地域における被害防止対策や捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材を育成するとともに、最新の被害防止技術等について調査・検証を行い、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

第2 目 的

本交付金により実施する鳥獣被害防止総合支援対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 事業の実施方針等

1 事業の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 事業の内容等

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、当該事業に係る事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び交付率については、それぞれ別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げるとおりとする。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、法第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による有害捕獲、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び第2の目的を達成する観点から、整備事業（別表1の事業内容の欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

(2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

都道府県が主導して行う広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動及び実施隊員確保のための人材育成活動を実施する事業とする。

(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月26日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

(4) 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する。

また、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表することにより、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法の実証・確立に寄与するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組を実施するものとする。

(5) 全国ジビエプロモーション事業

全国的なジビエの消費拡大を図るため、キャンペーン期間を設定した協賛飲食店等とのフェア開催、消費者やインバウンドに対してジビエ関連情報の発信等のプロモーションを実施する事業とする。

(6) 鳥獣被害防止対策促進支援事業

農作物等被害の低減を図るため、中山間地域等における侵入防止柵の設置による被害防除、効率的・効果的な捕獲に向けた生息状況調査及び捕獲現場等での実践的な捕獲従事者育成研修を実施する事業とする。また、捕獲活動の強化に伴い増加する捕獲個体を地域資源として有効活用するため、ジビエ処理加工施設と流通業者の連携による販売促進等を実施する事業とする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、農村振興局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第4 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

第5 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記3
- 4 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記4
- 5 全国ジビエプロモーション事業：別記5
- 6 鳥獣被害防止対策促進支援事業：別記6

別表1（第3関係）鳥獣被害防止総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	交付率
1 被害緊急対応型	1 推進事業 (1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備	農村振興局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。	1 推進事業 定額、1/2以内（ただし、被害防止活動推進における上限単価及び限度額、実施隊特定活動における上限単価、ICT等新技術実証における限度額、農業者団体等民間団体被害防止活動における限度額並びにジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、鳥獣被害対策実施隊体制強化、捕獲サポート体制の構築、重点捕獲対策強化、処理加工施設の人材育成、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進については、農村振興局長が別に定めるところによる。）
2 広域連携型	②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥他地域人材活用 ⑦ICT等新技術の活用 (2) 実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 重点捕獲対策強化 (9) 処理加工施設の人材育成 (10) ICTの活用による情報管理の効率化 (11) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進			

定された振興山村
(2) 過疎地域の持続
的発展の支援に関
する特別措置法
(令和3年法律第
●号)第2条第1
項(同法第43条の
規定により読み替
えて適用する場合
を含む)に規定す
る過疎地域(同法
第3条第1項若し
くは第2項(これ
らの規定を同法第
43条の規定によ
り読み替えて適用
する場合を含む)、
第41条第1項若
しくは第2項(同
条第3項の規定に
より準用する場合
を含む)、第42条
又は第44条第4
項の規定により過
疎地域とみなされ
る区域を含み、令
和3年度から令和
8年度までの間に
限り、同法附則第
5条に規定する特
定市町村(同法附
則第6条第1項、
第7条第1項及び
第8条第1項の規
定により特定市町
村の区域とみなさ
れる区域を含む。)
を、令和3年度か
ら令和9年度まで
の間に限り、同法
附則第5条に規定
する特別特定市町
法附則第5条に規
定村(同法附則第
6条第2項、第7
条第2項及び第8
条第2項の規定に
より特別特定市町
村の区域とみなさ
れる区域を含む。)
を、以下単に「過
疎地域」という。)

(3) 離島振興法(昭
和28年法律第72

				<p>号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(4) 半島振興法(昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号) 第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号) 第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p>
--	--	--	--	---

(別記1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第1 事業の実施手続

- 1 事業実施主体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた被害防止計画を作成するものとする。

この場合、事業実施主体を構成する市町村又は所在する市町村において、事業を実施しようとする市町村を対象として法第4条に基づき1の被害防止計画を作成している場合にあつては、これをもって本事業における被害防止計画に代えることができるものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、1の被害防止計画を添付した上で、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画（以下「広域都道府県域計画」という。）にあつては、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出し承認を受けるものとし、それ以外の事業実施計画にあつては、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- 4 都道府県知事は、3の提出を行う際に、都道府県計画に地域提案、自らが事業実施主体となる事業実施計画及び農村振興局長が別に定める上限単価を超える事業実施計画がある場合には、これらの内容について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長と協議を行うものとする。
- 5 地方農政局長は、4の協議又は2の広域都道府県域計画の承認申請を受けた場合には、内容を検討するため、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるとともに、広域都道府県域計画の承認結果について、関係地方農政局及び関係都道府県に情報提供を行うものとする。
- 6 都道府県知事は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。この場合において、農村振興局長が別に定める重要な変更にかつ該当するときは、2、3、4及び5を準用して手続を行うものとする。また、地域提案に係る内容を変更する場合にあつては、重要な変更の有無にかかわらず、地方農政局長に報告するものとする。

また、広域都道府県域計画についても、農村振興局長が別に定める重要な変更にかつ該当するときは、2及び5の規定を準用するものとする。

第2 推進指導等

1 推進指導

都道府県は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

2 事業の適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りでない。

第3 事業の実施期間

本事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況を報告するものとし、広域都道府県域計画に基づき事業を実施した事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあつては地方農政局長に行い、それ以外の事業実施計画に基づき事業を実施した事業実施主体は都道府県知事に行うものとする。
- 2 地方農政局長及び都道府県知事は、1の実施状況の報告を受けた場合には、農村振興局長が別に定める通知を踏まえ、その内容について検討し、被害防止計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1の実施状況の報告について、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長に報告するものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、結果を報告するものとし広域都道府県域事業実施主体にあつては、地方農政局長に行い、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。
なお、事業実施主体は、事業評価の結果を踏まえ、被害防止計画に定められた目標の見直し等を必要に応じ実施するものとする（2の(1)に該当する場合を除く。）。
- (2) 都道府県知事は、(1)により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長に報告するとともに、当該事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1)及び(2)により事業評価結果の報告を受けた場

合は、必要に応じて関係部局で構成する検討会を開催し、その内容を点検評価し、都道府県知事及び広域都道府県域事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。

なお、地方農政局長は、当該評価結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (4) 農村振興局長は、(3)により事業評価結果の報告を受けた場合には、その結果をとりまとめ、本事業の関係者以外の意見を聴取しつつ、評価を行うものとする。
- (5) 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長は、その結果を公表するものとする。
- (6) 国は、本事業の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

2 改善計画

- (1) 1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成状況が低調である場合は、事業実施主体は、その要因、推進体制、施設の利用計画の見直し等目標達成に向けた方策を記載した改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、農村振興局長が別に定めるところにより、広域都道府県域事業実施主体にあつては、地方農政局長に、それ以外の事業実施主体にあつては、都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、農村振興局長が別に定めるところにより、当該改善計画を地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(1)及び(2)により報告を受けた場合、当該広域都道府県域事業実施主体及び当該都道府県に対し指導及び助言を行うものとする。

第7 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 経営所得安定対策に関する施策
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業に関する施策
- (4) 荒廃農地等利活用促進に関する施策
- (5) 多面的機能支払交付金に関する施策
- (6) 中山間地域等直接支払交付金に関する施策
- (7) 中山間地域所得確保対策に関する施策
- (8) 森林整備事業に関する施策
- (9) 内水面漁場・資源管理総合対策事業に関する施策
- (10) 有害生物漁業被害防止総合対策事業に関する施策
- (11) 国土強靱化地域計画に基づく国土強靱化に関する施策